平成２５年（フ）第７１号
北海道紋別郡遠軽町西町２丁目３番地53　山の手団地57―Ｂ―２―745
破産者　工藤　紗由（旧姓久保田）
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第１８８号
横浜市保土ケ谷区岩井町211番地１、開始決定時の住所横浜市保土ケ谷区岩井町212番地エンゼルハイム保土ケ谷201号
破産者　杉山　　健
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９４号
横浜市青葉区元石川町6300番地１　シャンハピネス210
破産者　中曽　一郎
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２９５号
横浜市青葉区元石川町6300番地１　シャンハピネス210
破産者　中曽　律子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５５３号
神奈川県厚木市松枝１丁目１番25号　レジデンスカープ厚木308
破産者　星　　久喜
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第１５５号
富山市太田2166番地
破産者　金子栄治こと　金　　栄治
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２３８号
金沢市吉原町ヨ34番地16
破産者　野村　　実
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４０２号
金沢市泉２丁目15番28号、従前の住所金沢市泉本町２丁目95番地５
破産者　宮下　　勉
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第４６号
東京都江戸川区平井２丁目５番２号　平井ビル303、申立時の住所長野県下伊那郡喬木村859番地１
破産者　宮下　剛徳
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第１７号
鳥取県鳥取市気高町新町３丁目60番地
破産者　森田　義男
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１６４号
松江市宍道町白石1599番地
破産者　川島　　裕
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１８０７号
福岡市博多区三筑２丁目27番11―303号
破産者　毎天屋こと　川越るり子
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９４号
鹿児島県姶良市加治木町木田3571番地６
破産者　福永　哲郎
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１２５号
茨城県つくば市高見原２丁目１番地５
破産者　野原　晴男
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１５４号
茨城県土浦市高岡1871番地
破産者　千葉　洋子
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１６８号
茨城県つくばみらい市東栗山107番地
破産者　上原　和敬
1　決定年月日　平成26年５月20日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第４７８号
仙台市太白区泉崎１丁目32番36号　メゾン泉崎103
破産者　遠藤　惠一
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７３号
茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500番地２　Ａ―７棟106号、前住所茨城県稲敷市犬塚1645番地９　アリス江戸崎第２―201号
破産者　竹原　啓二
1　決定年月日　平成26年５月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係